

令和8年度

# いじめ防止対策基本方針



船橋市立三山中学校

## 「いじめ防止基本方針」

船橋市立三山中学校  
校長 中井 博明

三山中学校では、生徒の「心」と「命」にしっかりと向き合い、生徒をいじめから守るために、いじめの問題にどのように取り組むのかを示す「いじめ防止基本方針」を取りまとめました。

今後、この基本方針に基づき、三山中学校では、全職員が一丸となっていじめの問題に取り組めます。社会の光ともいふべき生徒を、いじめから守るために、家庭・地域の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

### 1 基本方針

#### (1) 取組理念

本校は、いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題へ対応します。生徒自身が、いじめが心身に及ぼす影響等、いじめに関する認識と理解を深め、自らの意思でいじめに向かわず、またこれを放置することがないようにすることを旨として取り組みます。

#### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (3) 生徒の責務（いじめ防止対策推進法第四条）

三山中学校の生徒であることに誇りを持ち、他人に対して、心身に苦痛を与える行為をすることなく、自分と他人を大切にして、互いに認め合い尊重し合える集団づくりに努めます。

#### (4) 学校・職員の責務（いじめ防止対策推進法第八条）

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学校生活を送れるように、家庭・地域と連携を図りながら、いじめの未然防止と早期発見に取り組みます。いじめが疑われる場合は、学校職員が早期に介入し、学校組織として被害者及び加害者への指導や教育的配慮に速やかにあたります。

生徒によっては不適当な言葉がけや行動になる場合があるため、教員は慎重な言葉がけや行動をする必要性があることについて、全職員で確認します。

## 2 重点施策

### (1) 未然防止

安心して学ぶことができ、生徒それぞれに活躍できる機会がある教育環境をつくり、自己肯定感や自己有用感を高めます。また、すべての教育活動を通して、自分と他人の存在を等しく認め、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培います。

#### ①居場所づくりと絆づくり

- ・わかる授業の実践
- ・互いに認め合う学級経営の充実
- ・学校全体で暴力や暴言を排除することを随時伝える

#### ②豊かな情操と道徳心の育成

- ・道徳教育及び体験活動の充実

#### ③生徒が自主的に行う活動の推進

- ・いじめゼロ運動の実施

#### ④家庭・地域との連携

- ・いじめ防止基本方針の公表

### (2) 早期発見

いじめを許さない風土づくりや生徒の SOS をすくい上げる仕組みづくりに取り組むとともに、家庭・地域との連携を図り、より多くの目で生徒を見守ります。

また、職員は、いじめに関する些細な兆候や懸念、生徒の訴えを互いに共有し、組織で対応します。

#### ①いじめを訴えやすい仕組みづくり

- ・いじめアンケートの実施
- ・教育相談の実施

#### ②見守り体制の充実

- ・昼休みや放課後の校内巡回

### (3) 職員の資質向上

いじめは見えにくいという認識に立ち、職員個々の生徒の変化に気づく力の研鑽に努めます。また、気づいた情報を共有し速やかに対応できる組織力の向上に努めます。

#### ①学級経営力の向上

#### ②生徒指導の機能を生かす授業力の向上

#### ③教育相談技術の向上

### (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ネット利用上の危険性、フィルタリングや利用に関する家庭でのルールづくりの大切さを広く周知し、身近な大人がしっかりと生徒を見守れるように支援します。

#### ①生徒に対する情報モラル教育の充実

#### ②家庭でのネット利用に関するルールづくりの推進

### 3 いじめに対する措置等（いじめ防止対策推進法第二十三条）

いじめに係る指導と支援は、単なる事態の收拾を目的としたものではなく、被害生徒のみならず、加害生徒や周りではやしたてたり、見て見ぬふりをしたりした生徒を含めて、すべての生徒のよりよい成長を促すことを目的に行います。

#### （1）いじめ対策委員会の設置

#### （2）事実関係の把握

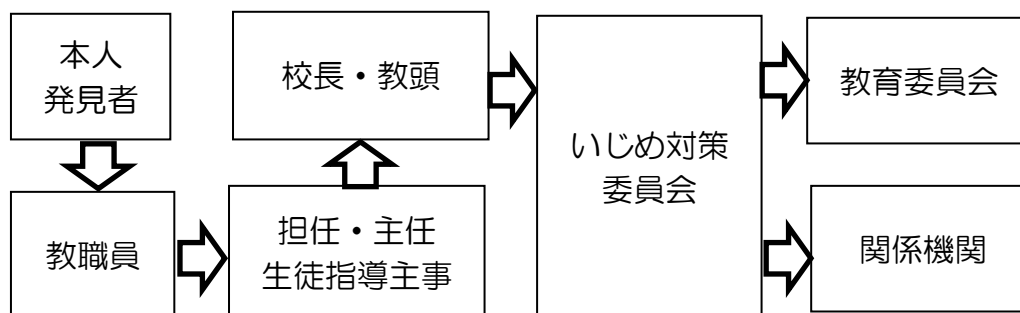
- ① 事実調査の実施
- ② 把握事実の提供

#### （3）指導と支援

- ① 被害生徒
- ② 加害生徒
- ③ 観衆と傍観者
- ④ 集団適応指導

#### （4）関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署と連携し、毅然と対処します。



### 4 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第二十八条）

いじめにより、下記の疑いがあると認められる場合、重大事態として、教育委員会等と協力して、これに対処し、事実関係を明確にするための調査を行います。

- ・ 生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑い。
- ・ 生徒が相当の期間にわたって学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

### 5 取組の点検・評価・改善

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの実態把握やいじめに対する措置が適切に行われるよう、具体的な取組状況や達成状況を評価し、その改善に取り組みます。

#### （1）学校評価

いじめに関する項目を学校評価に加えて、自校の取組を適正に評価します。

#### （2）いじめアンケート

「いじめアンケート」を年間4回実施して、いじめに対する生徒の認識、いじめの現状、解消率を把握し、それによって取組の改善等を検討します。

### (3) いじめ防止対策基本方針の見直しについて

年度毎に、いじめ防止対策基本方針について見直しを行う。

## 6 年間計画

- ・ 隔週火曜日、いじめ・長欠対策・経営部会にて、いじめ・長欠防止対策についての会議を実施している。（校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護）
- ・ 隔週金曜日、生活部会にて、いじめ・長欠防止対策について会議を実施している。（校長、教頭、生徒指導主事、学年生活担当、養護、(SC)）

月	いじめ防止関連行事
4月	・「学校いじめ防止基本方針」についての職員研修 ・いじめ防止教育・SOSの出し方教育の実施 ・保護者会で、家庭との連携を確認する
5月	・部活動保護者会で、家庭との連携を確認する ・校外学習・修学旅行の当日及び、事前事後学習で、友人関係づくり
6月	・人権問題について道徳で取り扱う ・いじめアンケートの実施
7月	・三者面談での、生活相談やいじめ早期発見 ・部活動への取り組み ・夏休みの生活指導
9月	・いじめアンケートの実施 ・体育祭への取り組み
10月	・生徒会役員選挙の取り組み
11月	・合唱祭への取り組み ・教育相談での、生活相談やいじめ早期発見 ・いじめアンケートの実施
12月	・冬休みの生活指導
1月	・基本的な生活習慣の見直し
2月	・いじめアンケートの実施
3月	・1年間の反省と卒業に向けて ・保護者会で、家庭との連携を確認する ・「学校いじめ防止基本方針」の見直し